

平成31年 No.31

- 東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程の制定について
- 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項の制定について

改正理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 3 月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 3 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第24号

東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対象表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第 5 号）
- (2) 東京学芸大学大学史資料室規程（平成24年規程第18号）

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成31年 3 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部を改正する
要項

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項（平成16年 4 月 1 日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学術情報委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 附属図書館長（以下「館長」という。） (2) 各学系の教授会構成員から選出された者 <u>各1名</u> (3) 教育研究支援部長 (4) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第5条 前条第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 (会議) 第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第2号の<u>委員全員</u>の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号及び第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>2 この規程施行の際、現に改正前の東京学芸大学学術情報委員会規程第4条第2号の委員である者は、改正後の規程第4条第2号の委員とみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、当該委員の残任期間とする。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 附属図書館長（以下「館長」という。） (2) 各学系の教授会構成員から選出された者 <u>各2名</u> (3) 教育研究支援部長 (4) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第5条 前条第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 (会議) 第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第2号の<u>委員のうち各1名以上</u>の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 〔省略〕

東京学芸大学大学史資料室規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (運営委員会) 第6条 資料室に、資料室の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 資料室の運営の基本方針に関すること。 (2) 資料室の予算に関すること。 (3) 専門研究員の候補者の推薦に関すること。 (4) その他資料室の管理運営に関すること。 (組織) 第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 室長 (2) 東京学芸大学学術情報委員会規程第4条第2号の委員 <u>1名</u> (3) 第4条第1項第2号の室員 2名 (4) 附属学校運営参事 1名 (5) 教育研究支援部長 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期) 第9条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (運営委員会) 第6条 資料室に、資料室の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (審議事項) 第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 資料室の運営の基本方針に関すること。 (2) 資料室の予算に関すること。 (3) 専門研究員の候補者の推薦に関すること。 (4) その他資料室の管理運営に関すること。 (組織) 第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 室長 (2) 東京学芸大学学術情報委員会規程第4条第2号の委員 <u>2名</u> (3) 第4条第1項第2号の室員 2名 (4) 附属学校運営参事 1名 (5) 教育研究支援部長 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (任期) 第9条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会<u>予算専門委員会</u>要項 (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）第7条第2項の規定に基づき、教育研究評議会に、<u>予算専門委員会（以下「委員会」という。）</u>を置く。 (検討事項) 第2条 <u>委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 教育・研究に係る予算の配分に関する基本的事項 (2) その他教育・研究に係る予算に関する重要事項 (組織) 第3条 <u>委員会</u>は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>財務を所掌する理事</u> (2) <u>学系長</u> (3) <u>財務施設部長</u> (4) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名	国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会<u>専門委員会</u>要項 (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）第7条第2項の規定に基づき、教育研究評議会に、<u>次に掲げる専門委員会</u>を置く。 (1) <u>制度人事専門委員会</u> (2) <u>予算専門委員会</u> (3) <u>教育研究専門委員会</u> (検討事項) 第2条 <u>制度人事専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) <u>制度（経営に関する部分を除く。以下同じ。）の基本的事項</u> (2) <u>学則（経営に関する部分を除く。）及び教育研究に関する重要規程の整備に関すること。</u> (3) <u>教員（大学教員をいう。以下同じ。）人事の基本に関する事項</u> (4) <u>教員の身分に関する基本的事項</u> (5) <u>その他制度及び教員人事に関する重要事項</u> 2 <u>予算専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 教育・研究に係る予算の配分に関する基本的事項 (2) その他教育・研究に係る予算に関する重要事項 3 <u>教育研究専門委員会</u>は、次に掲げる事項を検討する。 (1) <u>教育課程に関する基本的事項</u> (2) <u>学生の身分及び学生生活に関する基本的事項</u> (3) <u>研究の推進及び研究成果の広報に関する基本的事項</u> (4) <u>研究条件の整備充実に関する基本的事項</u> (5) <u>学術研究の交流及び共同研究に関する基本的事項</u> (6) <u>その他教育及び研究に関する重要事項</u> (組織) 第3条 <u>専門委員会</u>は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>学系選出の評議員 2名</u> (2) <u>各学系の教授会構成員から選出された者（評議員を除く。） 各1名</u> (3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期等) 第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。 (会議) 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第3号に規定する委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 (委員以外の者の出席) 第7条 理事及び副学長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務) 第8条 委員会の庶務は、財務施設部財務課が処理する。 〔省略〕 附 則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。	<u>2 専門委員会は、前項に規定する委員のほか、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、当該各号に定める者を委員とする。</u> (1) 制度人事専門委員会 総務部長 (2) 予算専門委員会 財務施設部長 (3) 教育研究専門委員会 学務部長 (任期等) 第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。 2 委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。 (会議) 第6条 専門委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第2項に規定する委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 (委員以外の者の出席) 第7条 理事及び副学長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。 2 専門委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務) 第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。 (1) 制度人事専門委員会 総務部総務課 (2) 予算専門委員会 財務施設部財務課 (3) 教育研究専門委員会 学務部学務課 〔省略〕
---	--